

## 作業に集中するあまり、危険を見落としていませんか

～ 作業中の危険予測が不足したことにより、作業員の負傷事故が発生 ～

重機作業では、ほんの一瞬の判断の遅れや動作が重大な災害につながる場合があります。作業の役割に集中する中でも、起こり得る危険を予測し、安全を確保しましょう。

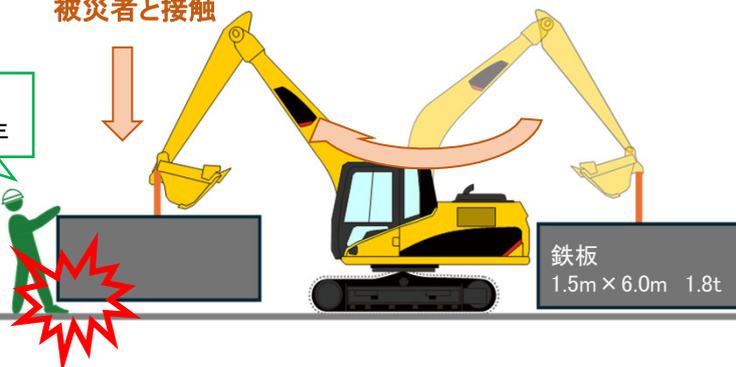
### 事事故例 経験の浅い作業員が誤って吊り荷の下に入ってしまう、事故発生

【事故概要】バックホウで敷鉄板を設置する作業中、所定の位置に荷下ろしする作業補助のため、被災者（経験年数 6ヶ月）は敷鉄板に近づき、降下合図を行っていた。合図することに気を取られ、自身の足の上に敷鉄板を誘導していることに気付かず、バックホウのオペレーターに降下合図を出してしまったため、左足の上に敷鉄板が乗ってしまった。被災者は安全靴を着用していたが、足の甲を骨折した。

【主な要因】吊り荷の下には入らないという作業手順が守られていなかった。

② 荷下ろし中に被災者と接触  
① 荷を吊って回転

被災者  
経験年数0.5年



### 吊り荷の下とは

荷の直下及び荷が振れ、又は回転するおそれがある場合のその直下をいうこと。

なお、作業の形態等によりやむを得ない場合があることから、労働者の立入りを禁止する範囲は、特に災害発生状況等から、特定の玉掛方法により玉掛けされた荷等の下に限定したものであるが、クレーン等に係る作業を行う場合には、原則として労働者を荷等の下に立ち入らせることがないよう指導すること。

※労働安全衛生法74条の2、クレーン等安全規則第二十九条

### 【再発防止策(受注者)】

- ① 作業経験、理解度、熟練度に合わせた教育・指示を行う。
- ② 経験の浅い作業員には作業開始前に現地で指示・指導する。

吊り荷作業の基本である「**3・3・3運動**」(地切り30cm、3秒停止、荷から3m以上離れる)は多くの現場で実施されています。ただし、吊り荷が高い場合は3mでは不十分なこともあります。状況に応じ、**吊り荷の高さの1.5倍以上の離隔距離を確保**※しましょう。

※一般社団法人 日本クレーン協会HP「玉掛け作業者の再教育について(1)」より引用



再発防止策: 経験の浅い作業員には現地で指示・指導する



- ・ 事前に、合図者の安全な立ち位置を確認し、立入禁止範囲に入らないことを徹底しましょう
- ・ 重機に近づくときは、動作が完全に停止したことを確認してから近づきましょう
- ・ 重機作業の前に、合図者と重機オペレーターとの間で合図の方法を必ず確認しましょう
- ・ 作業中も合図や声掛けを行って、重機オペレーター・合図者・周辺作業員がお互いにコミュニケーションを取り合いながら、作業を行いましょ

重機とは十分な離隔を確保しましょう



確実なコミュニケーションが安全を守ります



# 保護具の着用は、徹底できていますか

～ 保護具の着用が、万一の事故から身を守ります～

保護具の着用は安全確保の基本です。「いつも通り」「大丈夫だろう」と油断して、この基本がおろそかになると、負傷事故につながる可能性があります。

## 事件事例 保護具の未着用により、作業員が負傷

【事故概要】 重機での作業が出来ない狭隘な箇所において、ハンドブレイカーで地山(硬岩)の除去作業を行っていたところ、ハンドブレイカーが跳ねて、被災者の左足(小指と薬指の間付近)に当たり、被災した。

【主な要因】 ①作業手順書には安全靴着用を記載していたが、被災者は着用していなかった。  
②朝礼時の指差確認やKYシートで、保護具の着用状況を自己チェックすることとしていたが、形式的になってしまい適正に行われていなかった。

【再発防止策 (受注者)】 ①作業員は2人1組で、互いの保護具着用状況を確認する。安全靴については触手による確認も行う。  
②安全衛生責任者による保護具の着用状況の目視確認を受ける。



安全靴、保護メガネ、保護手袋等適切な保護具を着用せずに作業を行っていた



現場に入る前に、保護具の着用状況を必ず確認しましょう  
保護具の着用状況確認方法の一例  
・服装チェックミラーの使用



- ・ 保護具の未着用者には作業をさせない、というルールを徹底しましょう
- ・ 作業開始前に、着用すべき保護具の種類を明示し、互いに再確認しましょう
- ・ 現場のトイレや休憩所に保護具着用の掲示を行うなど、日常的に安全意識の向上を図りましょう



## 令和8年4月から高年齢労働者の労災防止対策が努力義務化

令和8年4月から、労働安全衛生法の改正により、高年齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止を図るため、事業者には、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが努力義務となります。

高年齢労働者の特性を考慮し、機械設備・作業環境・作業方法の改善、健康の保持増進、安全衛生教育の実施など、対策に取り組みましょう。

高年齢労働者の安全衛生対策については、厚労省HPをご確認ください

厚労省 高年齢労働者

